

答 申 第 3 5 7 号

平成24年 3月14日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年3月10日付け報第771号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第451号

平成23年2月24日付けで異議申立人から提起された、平成23年1月 25日付け  
報第622号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年1月25日付け報第622号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件処分は、何ら根拠なき、合理的な理由がない。
- (2) 10月4日法律相談申込後、実施機関「〇〇〇」より「法律相談は『1人1回』と不当に拒否され県民の権利利益を侵害された。この時点で相談者の住所・氏名・相談内容を聴取し、注意事項を発し、予約表並びに相談カードを作成している。過去においても同様であり、相談履歴からも明白である。
- (3) 同日法律相談申込後、実施機関「〇〇〇〇」より、『1年に2回以上の相談は異常』『1年に2回以上の相談が起きることは通常あり得ない』『常識外』と人権侵害の暴言を被った。この時点では、何ら根拠となる事由は不明にもかかわらず知り得ていた。
- (4) 以上上記兩名の言動は、一面識もない者に、単なる故意的作為的・人的嫌がらせとしての行為とは考えられない。県職員（地方公務員）として、その職責にある者が、何ら根拠なくして応答したこととは考えられない。
- (5) 以上上記兩名の言動の『1人1回』『1年に2回以上は異常』とは、実施要綱以外に何らかの担当部所内申合せ事項及び部内取決め等が存在すると考えられる。そうでなければ、この度の言動行為は説明がつかない。その元となる事由は存在するはずであり、開示しないことは不当行為であり違法である。
- (6) それらの身勝手な不当な説明及び開示できない、提出不可能なものの存在は、明らかに実施要綱違反である。
- (7) 上記兩名が、何ら根拠のない、明確に説明が不可能な言動を犯し、思惑で県民の権利を阻害、侵害したことは極めて、その人に相応しからぬものである。
- (8) 上記兩名が、県職員（地方公務員）として県民に対して、犯した言動行為は背信行為であり、違法行為である。
- (9) 万一、それらの存在なくして、県職員（地方公務員）でありながら、個人的恣意的に、県民の正当な権利を剥奪阻害し、侵害する言動行為を犯したということであれば、この度の不当不法行為は、地方公務員法違反の懲戒事項事案である。
- (10) よって、存在なくしては説明がつかないことである。開示請求以前も開示請求後においても、何ら明確なる説明はなく、認諾できない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成22年12月10日付けで、「平成22年10月4日貴庁実施の「法律相談」予約申込を担当〇〇〇より『1人1回』と拒否された事について、貴庁県民広聴室〇〇〇〇より、『1年に2回以上の相談は異常』『1年に2回以上の相談が起きる事は通常あり得ない』『常識外』と県民の権利を阻害される暴言を被ったことに対する、上記のその言動行為の根拠、事由の明確なる文書の開示。及び、県民の福祉とサービス、並びに権利行使の施設機関より、県民の当然の権利行使を拒否される侵害を被った上記言動行為の行政職責実施の要綱、内容事項の文書の開示。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、対象となる行政文書は保有していないため、本件決定を行った。

#### 2 法律相談について

(1) 千葉県広聴事務取扱要綱（昭和50年8月21日施行。以下「要綱」という。）の県民相談のうち法律相談として実施しており、総合企画部報道広報課広聴室（以下「広聴室」という。）が所管している。

(2) 実施にあたっては、法律相談処理要領（昭和52年4月14日施行。以下「要領」という。）及び法律相談取扱基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり実施している。

ア 法律相談については、千葉県弁護士会と弁護士派遣契約を締結し、担当弁護士は、相談者の相談に応じ、相談者への助言等を行う。

イ 法律相談の範囲は、民事問題、家事問題としている。なお、裁判所で訴訟・調停中のものは受け付けないとしている。

ウ 法律相談日は、月3回木曜日に実施しており、相談時間は午後1時から4時までで、1人の相談時間は30分である。

エ 法律相談を受けようとする者は、広聴室法律相談担当者（以下「担当者」という。）に申し込む。

オ 法律相談の受付時間は、相談日の属する週の月曜日午前9時からとしている。

カ 相談時間は、原則として申込順とし、1日の相談者数は6名としている。

キ 相談は県民相談室で聴取を行う。

ク 法律相談の処理にあたっては秘密の保持に努めている。

ケ 担当者は、相談者の申込時に、住所、氏名、相談内容等を聴取し、これらの事項を法律相談受付予約表及び法律相談カードに記入する。

コ 担当弁護士は、相談者の相談に対する処理について、法律相談カードに記入し、担当者に引き継ぐこととしている。

サ 担当者は、当該相談日に受けた相談件数等について、報告書を作成する。

#### 3 不開示決定理由について

(1) 異議申立人は、本件請求において職員〇〇〇〇の「1年に2回以上の相談は異常、1年に2回以上の相談が起きる事は通常あり得ない、常識外」という発言により、

県民の権利を阻害される暴言を被ったのでその根拠、事由の明確なる文書の開示、県民として受けることができる施設機関から権利行使を拒否されたことの根拠となる行政職責実施の要綱、内容事項の文書の開示を求めているものと思われる。

(2) しかし、異議申立人が求める内容について、行政文書は作成されていない。このように、本件請求の対象となる行政文書を保有していないことから、本件決定のとおり不開示とせざるを得ない。

#### 4 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件請求において、職員の発言からその言動行為の根拠、事由の明確なる記載がされている文書、その言動行為の行政職責実施の要綱、内容事項のが記載されている文書の開示を求めているが、異議申立人が求める内容について、行政文書は作成していない。

このように、保有していないとして行った不開示決定は、違法又は不当な点は認められないものとする。

### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

#### 1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1のとおりである。

これに対し、異議申立人は、平成23年2月24日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

#### 2 行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件請求及び異議申立人の主張要旨2より、異議申立人は、法律相談を電話予約する際に、担当者が県民に対する暴言及び県民の権利行使を拒否する発言(以下「担当者の発言」という。)をするからには、その発言の根拠となる文書について存在するはずであると主張していると認められる。

(2) 実施機関の説明によれば、実施機関が行っている法律相談業務については、要綱、要領及び基準に基づき行われており、当該要綱等についてはおおよそ実施機関の説明要旨2のとおり、法律相談業務を行うに当たり、相談場所、相談の範囲、相談日時、申込方法等が記載されていることが認められる。

(3) しかしながら、当該要綱等には異議申立人が主張する担当者の発言の根拠となる記載、及び担当者の発言の根拠となる文書を作成しなければならないという記載は認められない。

また、一般的に行政機関の行為は、法令及び条例・規則等に基づき行われるものであるが、個別具体的な行為をするに当たり、必ずしも根拠となる法令等が記載された資料を用意しているわけではないことから、そのような文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 念のため、当審査会の事務局職員をして確認させたところ、実施機関が保有する関係簿冊からは、上記の要綱等以外に、異議申立人が主張するような文書の存在を

確認することはできなかった。

(5) また、実施機関の説明を否定するに足りる特別な理由もないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないものと認められる。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 10	諮問書の受理
23. 3. 31	実施機関の理由説明書の受理
23. 12. 22	審議
24. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年1月27日現在)